

軌道修正型奨学金『逸男記念・再チャレンジ奨学金 2019年度生』募集要項

公益財団法人公益推進協会

1. 目的

この逸男記念・再チャレンジ奨学金（以下、奨学金）は、次世代を担う人材の育成を図るため、向学心があり一度進んだ道を辞めて、軌道修正して別の道にチャレンジしたいが、それが経済的理由により困難な人に対して、修学上必要な学資金（奨学金）を大学等教育機関在学の期間支給することで奨学援護を行い、もって社会に有為な人材を育成することを目的とします。なお、この奨学金は返済の義務はなく、将来の就職等についても何等の義務もないことといたします。また、他の奨学金制度との併用も可能です。

2. 応募資格

過去に日本国内の大学又は専門学校を卒業（中退含む）したが、何らかの事情で方向を変え、新たに医療・福祉・看護等を学ぶため、日本国内の大学又は専門学校に進学を希望する者。ただし、国籍・年齢・性別を問わず、人物・学力共に優れ、かつ向学心に燃えているが、経済上の理由により就学が困難なため奨学援護を希望する者とします。なお、すでに新たな進学先に進学している場合は、入学初年度生に限ります。

3. 応募方法

募集期間：2018年7月2日（月）～2018年11月12日（月）当日の消印有効

(1) 2019年度 逸男記念・再チャレンジ奨学金願書

※逸男記念・再チャレンジ奨学金願書は、当財団ホームページ（<http://kosuikyo.com/>）よりダウンロードし、必要事項を記入してください。

(2) 住民票の写し（申請日の3ヶ月以内発行）

(3) 同居家族全員の所得を証明する書類・・・例：給与所得者は前年度分の源泉徴収票、給与所得者以外は税務署又は地方公共団体による前年度分の所得を証明するもの（税務署の收受印のある確定申告書（控）のコピーも可）等。

(4) 過去に卒業（中退）した日本国内の大学又は専門学校に在籍していたことの証明（卒業証明書等）。進学後に応募する方は進学先の在学証明書も必要。

4. 採用人数

2019年度は3名程度を採用する。

5. 給与期間・給与額

教育機関の最短修学年限（12～48ヶ月）において、以下の金額を支給します。

※ 月次給付金 5万円（年60万円・就学时最小60万円・最大240万円）

なお、毎学期末に在学証明書での確認を行い、半期ごとに振り込みます。退学や休学が判明した場合は、支給を打ち切ります。なお、留学中の支給は停止いたします。

6. 支給継続資格

- (1) 学期末月内に在学証明書を提出する。
- (2) 学年末月内は上記と共に、近況報告（様式不問）も提出する。
- (3) 卒業時には、原稿用紙2枚（800字）程度の作文を提出する。

7. 選考方法等

□選考方法及び通知

第一次選考（書類選考）・・・生活の困窮度や学業・人物・やる気等により総合的に判断

第二次選考（面接）・・・2018年12月に東京で開催予定

※郵送料及び面接に要する旅費交通費は支給いたしません。

第一次及び第二次選考結果を踏まえて、当財団の選考委員会において厳正に選考し、常任理事会で奨学生候補を決定します。

そして、2018年1月下旬を目処に申請者に対し、候補採否を文書で通知します。

なお、最終決定は教育機関への入学確認後（4月以降）となりますので、奨学金の交付には、教育機関入学に関する入学証明書又は在学証明書の提出が必要です。

また、すでに進学後にこの奨学生に応募し合格した者は残りの修学年限（12～36ヶ月・最大3年間180万円）の支給となります。

□奨学金の交付

奨学金支給決定者は4月の入学後、振込先を記入する用紙をお渡しします。その用紙に記入しお送りください。届き次第、指定先口座に第1回奨学金を支給いたします。その後、学期末ごとに在学を確認し、半期ごとに奨学金を支給します。但し、銀行振り込みの場合、振込手数料を差し引いた額とします。

この奨学金に対する問い合わせ先・資料郵送先

〒105-0004 東京都港区新橋6-7-9 新橋アイランドビル2階

公益財団法人公益推進協会 逸男記念・再チャレンジ奨学金 事務担当 高野

TEL 03-5425-4201 FAX 03-5405-1814

E-mail: info@kosuikyo.com

※問い合わせの対応時間は平日の10:00～18:00までとします。